

消防機関へ通報する火災報知設備 (お知らせ)

消防機関へ通報する火災報知設備（※１）の設置義務のある事業所（※２）は、一定の条件（※３）を満たしている場合、消防法施行令第３２条に基づく特例により**携帯電話**による代替が認められる場合があります。



※１ 「消防機関へ通報する火災報知設備」とは

火災が発生した際に迅速かつ確実に消防機関に通報するための設備のことで、消防法に基づき一定規模以上の建物に設置が義務づけられているものです。

固定電話による代替も認められる場合があります。

※２ 対象となる事業所

【５００㎡以上の下記の建物】

劇場、映画館、観覧場、市民センター、雑居ビル、パチンコ店、ボーリング場、カラオケ、ネットカフェ、物品販売店舗、幼稚園、工場、作業場、重要文化財 等

【１０００㎡以上の下記の建物】

飲食店、マンション、学校、図書館、美術館、博物館、温泉施設、駅の発着場、神社、寺院、教会、駐車場、航空機の格納庫、倉庫 等

■注意■

病院、老人福祉施設、５００㎡以上のホテル等の事業所は、従前どおり火災通報装置の設置が必要で、携帯電話や固定電話への変更は認められません。

※３ 一定の条件

- 1 建物の所在地が携帯電話事業者（ＭＮＯ）のサービスエリア範囲内にあること。
- 2 消防検査の際、建物の所在地から携帯電話による１１９番通報が可能であること。

お問合せ先



門 司消防署：372-0119
小倉北消防署：582-0119
小倉南消防署：951-0119

若 松消防署：752-0119
八幡東消防署：663-0119
八幡西消防署：622-0119

戸 畑消防署：861-0119
消防局指導課：582-3812